

企業評価ワーキンググループ の設置趣旨

趣 旨

- 将来的な担い手減少、激甚化・頻発化する災害、AI・デジタル技術の進化、スタートアップの隆盛等、建設業は様々な課題や変化に直面している。
- 建設工事の本質を踏まえつつ、直面する課題や変化を乗り越え、さらに発展していくために、今日的な「技術」と「経営」に優れた建設企業とはどのような企業か、建設業を支える人的資源をいかに確保・配置・マネジメントしていくべきか等、我が国の建設業の新たな経営戦略について多様な視点を交え検討することが必要。
- このため、それぞれ異なる視点で建設業と関わる有識者からなる勉強会を設置し、社会経済・国民生活において重要な意義を有する建設業たりうるかという観点から、今後の建設業政策の方向性について検討を実施。

開催概要

- ・第1回(令和7年6月26日)
建設業をとりまく現状等、多角的な視点から捉える建設業
- ・第2回(令和7年9月2日)
我が国の建設業の特性や課題、多角的な視点から捉える建設業の現状、これからの建設業に求められる企業のあり方①
- ・第3回(令和7年10月6日)
我が国の建設業の特性や課題、これからの建設業に求められる企業のあり方②
- ・第4回(令和7年11月5日)
建設業における人的資源のあり方①
- ・第5回(令和7年12月24日)
建設業における人的資源のあり方②
- ・第6回(令和8年2月18日)
建設業以外の産業からのヒアリング、勉強会とりまとめ(案)について
- ・第7回(令和8年3月17日)
勉強会とりまとめ(案)について

委員等構成

青木 由行	(一財)不動産適正取引推進機構理事長
大森 文彦	弁護士・東洋大学名誉教授
木村 駿	(株)日経BP日経アーキテクチャ編集長
櫻井 好美	社会保険労務士法人アスミル・(株)アスミル代表
堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授
丸山 優子	(株)山下PMC代表取締役社長
和田 雅彦	(株)日本政策投資銀行都市開発部長

* このほか、各テーマに見識のある実務家を臨時委員として都度委嘱し、必要に応じてテーマに則したヒアリングを実施。

今後の建設業政策のあり方に関する勉強会 とりまとめ(令和8年4月3日公表)

1. はじめに

- 生産年齢人口の減少が、日本全体の総人口の減少を上回るペースで急速に進むことが確実である中、建設業は、災害の激甚化・頻発化、資機材価格等の高騰、AI・デジタル技術の発展、スタートアップの興隆などの環境変化に的確に対応していく必要
- 「建設業が産業として重大な岐路に立っている」という認識を全ての関係者が共有し、持続的な発展に向けた思い切った取組が求められる

2. 建設業の特性と残された課題

「第三次担い手3法」施行を経て、なお建設業に残された構造的課題について整理

(1)産業構造

- ・業務量の繁閑差の存在
⇒経営の安定性を損なうおそれ
- ・重層下請構造
⇒品質管理の低下、中間マージンの発生
- ・中小、零細企業が圧倒的に多い業界構造
⇒DX投資の遅れ、人材育成が困難

(2)契約慣行

- ・請負契約におけるコスト等の不透明性
⇒関係者間での対等な立場でのコミュニケーションや労務費の行き渡りを阻害
- ・口頭契約の慣行が根強い
⇒施工時におけるトラブルの要因、適切な契約変更の支障

(3)働き方

- ・日給制の慣行や不十分な退職金制度
⇒建設業の魅力を損ない入職をためらう要因
- ・天候や現場条件等の影響を受ける勤務環境
⇒女性の登用や週休2日工事の拡大等を阻害
- ・働き方に関する建設業特有の規制等の存在
⇒柔軟な人材配置を制約

特性と課題

3. 建設業の目指すべき方向性

(1)取組に当たっての基本的な視点

視点Ⅰ 「信頼」の確保

建設業界で働く人材はもとより、発注者をはじめとするサプライチェーンにおける取引の相手方、将来の担い手である学生等とその保護者、教育機関等の関係者、ひいては地域社会を含め、幅広く国民・社会に「信頼」される産業であることが重要

視点Ⅱ 生産システムの「高度化・効率化」

建設工事の施工に関する取組(施工自動化等)のみならず、個社の企業経営(人材確保・育成、DX投資、多様な働き方の導入等)や、業界の構造・慣習についても、不断の見直しに取り組み、生産システム全体の高度化・効率化を進めることが重要

(2)目指すべき産業の姿

① 「人を大事にする」産業
⇒労働市場から信頼され、評価され、選ばれる産業へ

② 真に「経営力」のある産業
⇒取引先等ステークホルダーから信頼される産業へ

③ 「未来に続く」産業
⇒成長産業として発展を続ける建設業へ

(3)必要な政策の方向性

※主要なものを抜粋

①「人を大事にする」産業

- 更なる処遇改善
 - ・ 労務費の確保・行き渡りの徹底
 - ・ 月給制への転換
 - ・ 建設業退職金共済制度の充実（複数掛金制度導入、電子ポイントの活用促進等）
 - ・ CCUSの活用の徹底
- 働き方等の見直し
 - ・ 変形労働時間制度等の徹底的な活用
 - ・ より柔軟な働き方や労働力の融通について関係者間での検討の加速
- 人材育成の取組強化
 - ・ 業界全体で人材育成をサポートする体制整備
 - ・ AI時代も見据えたリスキリング等の充実
- 技術者制度について「現場単位での最適化」等の観点からの見直し
- 外国人材の適正な受入れ、地域との共生

②：真に「経営力」のある産業

- 地域建設業の経営力等の強化
 - ・ 経営力強化に資する情報の経営者への発信
 - ・ 各社の経営力向上の取組に対する業界団体のサポート強化
 - ・ 第三次担い手3法の徹底。公共事業予算の安定確保。民間資金を含む柔軟な資金調達
- 規模のメリット（企業統合、ホールディングス化等）
 - ・ 企業統合等に支障となる制度等の見直し
 - ・ 事業承継へのサポート強化（関係機関と連携したマッチング支援等）
- 民間工事も含めた業界全体での生産性向上
 - ・ AI・デジタル技術の積極活用、技術開発・投資の促進
 - ・ 書類事務の簡素・効率化、システム連携等
- 海外への事業展開に取り組む中小事業者等への支援

③：「未来に続く」産業

- 重層下請構造の改善
 - ・ 産業政策として取り得る選択肢の検討
- 業界慣行の不断の見直し
- 女性や若者等への情報発信・イメージ改善
 - ・ DX等により働きやすくなった建設業の実態や魅力、やりがいなどの発信を強化
- 災害時・物価上昇時等におけるコストプラスフィー契約の導入の検討
- 公共発注のあり方の検討
- 民間工事に関する発受注者間のコミュニケーションの充実

【企業評価について】

○経営事項審査などのあり方の検討

- ・ 新たに評価すべき項目の検討（例：成長性、処遇改善の取組、経営に関して必要な能力）
- ・ 評価制度の活用方策の検討（例：民間発注工事における活用、専門工事企業の評価のあり方）

4. おわりに

- ・ 成長産業として、あらゆる人材が将来に希望を見出せる建設業の実現に向け、関係者が一体となり、今後の建設業のあるべき姿や具体的な建設業政策について検討を行う場を立ち上げるべき

「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」(2017年7月公表)から間もなく10年を迎える中、持続可能な成長産業としての建設業のあり方とその実現に向けた施策について検討を行い、新たなビジョンをとりまとめる

1. 趣旨

- 生産年齢人口の減少が確実である中で、**建設業の担い手の確保は喫緊の課題**
- 一方、**業務の繁閑差や重層下請構造など従前からの課題**も引き続き存在。また、**災害の激甚化・頻発化、AIなどデジタル技術の発展、スタートアップの興隆など建設業を取り巻く環境は変化**しており、さらに、**建築費高騰等を背景としたプロジェクトの停滞といった新たな事象も発生**
- こうした中において、**人材や企業が明るい希望をもって「成長」を続けることができ、我が国の国際競争力や地域の社会経済を支える建設業の確立**に向け、**持続可能な成長産業としての建設業のあり方とその実現に向けた施策**について関係者で検討を行うため、本検討会を開催

2. 主な議題

- 「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」の進捗検証
- **「成長産業」としての建設業のあり方**
例：労働市場から信頼・評価され、選ばれる**「人を大事にする」産業**
高い生産性と労働分配率を両立させ、取引先や地域社会などから信頼される**真に「経営力」のある産業**
女性や若者を含むあらゆる人材が将来を託せる**「未来に続く」産業**
- **その実現に向けて実施すべき施策の方向性**(建設業関連制度の見直し、業界慣行の改善 など)

3. 委員

別添のとおり(有識者及び建設業関係団体で構成)

4. 開催状況・スケジュール

第1回 令和8年 7月 9日:検討会の設置趣旨、主な論点、今後の進め方 など
第2回以降 :建設業のあり方と必要な施策について具体的に議論

検討会の下に、**【企業評価WG】【入札・発注WG】**を設置し、それぞれ専門的な検討を実施

⇒ **令和9年夏頃にとりまとめ(予定)**

(別添)委員名簿

石橋 清勝	一般社団法人日本電設工業協会 政策委員
岩田 正吾	一般社団法人建設産業専門団体連合会 会長
上野 浩也	日本建築士事務所協会連合会 会長
●大久保 哲夫	三井住友信託銀行株式会社 特別顧問
大森 文彦	弁護士・東洋大学名誉教授
勝見 剛	一般社団法人日本建設業連合会総合企画委員会政策部会 部会長
蟹澤 宏剛	芝浦工業大学建築学部 教授
木村 駿	株式会社日経BP日経アーキテクチュア編集長
久保 博彦	一般社団法人不動産協会 事務局長
小島 茂	埼玉県県土整備部長
櫻井 好美	社会保険労務士法人アスミル・株式会社アスミル代表
銭高 久善	一般社団法人全国建設業協会 副会長
高木 健次	クラフトバンク株式会社
全 邦釘	東京大学大学院工学系研究科 特任教授
土志田 領司	一般社団法人全国中小建設業協会 理事(前会長)
西 雅史	全国建設労働組合総連合 書記次長
浜田 紗織	株式会社ワーク・ライフバランス 取締役
福岡 知久	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 副会長
福地 宏之	一橋大学大学院経営管理研究科 准教授
藤澤 一郎	一般社団法人日本空調衛生工事業協会 相談役
古屋 星斗	リクルートワークス研究所 主任研究員
堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授
堀辺 貴史	一般社団法人住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会建設業法勉強会 座長
丸山 優子	株式会社山下PMC代表取締役社長

●:座長

(五十音順、敬称略)

本検討会においてご議論頂きたい事項（案）

第1回持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会
(令和8年7月9日)資料5

- 生産年齢人口の減少が、日本全体の総人口の減少を上回るペースで急速に進むことが確実である中、建設業は、災害の激甚化・頻発化、資機材価格等の高騰、AI・デジタル技術の発展、スタートアップの興隆などの環境変化に的確に対応していく必要がある。
- このような中、資料3で記載した「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」とりまとめを踏まえ、業界の声も取り入れつつ、建設産業政策2017+10に代わる新たなビジョンを作成頂きたい。
- 新たなビジョンの検討にあたっては、元請／専門工事の違い、大手／中小の違いなど、より検討の解像度を上げることに加え、ビジョンを実現するための具体的な取組内容や制度改革の方向性についてもご議論いただきたい。
- 「建設業が産業として重大な岐路に立っている」中、次の10年こそが建設業の明暗を分ける岐路であり、この10年で実現を目指すことにフォーカスを当てた検討をお願いしたい。

論点の例 ※①～④は「今後の建設業政策のあり方に関する勉強会」とりまとめに対応

①「人を大事にする」産業関係

- ・他産業との人材獲得競争に負けない処遇の実現(月給制への転換等)に向けて、いかなる手段が取り得るか
- ・更なる処遇改善等に向けて、人を大事にする産業の制度インフラとしての役割を果たすCCUSをどのように活用し得るか
- ・建設業における繁閑への対応、柔軟な働き方、労働力の融通に関して、どのように考えるべきか
- ・業界全体での人材育成に取り組んでいくため、関係者がどのように連携し、どのような役割を果たすべきか
- ・外国人材からも選ばれる日本の建設業の実現のため、適正な受け入れやキャリアアップの促進、地域との共生等の観点から、いかなる取組を行うべきか

②真に「経営力」のある産業関係

- ・各社の経営力向上の取組について、業界全体としてどのようなサポートが考えられるか
- ・企業倒産の増加など、建設業を取り巻く状況変化の中で、企業統合や事業承継に関し、いかなる施策を講じるべきか
- ・民間工事も含めた業界全体での生産性向上に向け、いかにしてAI・デジタル技術の積極活用や技術開発・投資の促進を図っていくか

③「未来に続く」産業関係

- ・重層下請構造の改善について、どのような方策がとり得るか
- ・あらゆる人材が最大限活躍できる職場環境の実現にむけ、業界慣行をどのように変えていくべきか
- ・女性や若者等への情報発信・イメージ改善方法について、いかなる発信が有効か
- ・災害時・物価上昇時等における、選択肢の1つとしてのコストプラスフィー契約の導入のあり方について
- ・災害が頻発化・激甚化する時代における公共発注のあり方について

④企業評価のあり方 関係

- ・新たに評価すべき項目や、評価制度自体の更なる活用方策は何か

今後のスケジュール(予定)とWGの設置について

第1回 持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討会
(令和8年7月9日開催)資料6-1から作成

	検討会	WG
R8. 7月9日	第1回 ○「2017+10」の進捗状況 ○勉強会とりまとめ ○今後の進め方(WG設置など)	
R8. 夏以降	第2回 ○建設産業のあり方とその実現のために必要な施策について① (「人を大事にする」産業)	以下のWGを設置 企業評価WG ・現行制度(経営事項審査等)の検証 ・新たに評価すべき観点 ・評価結果の活用方策 入札・発注WG ・入札・契約制度の検証 ・災害時における円滑な施工のための入札・契約制度の改善、発注体制の補完、支援 ・オープンブックコストプラスフィーの活用
	第3回 ○建設産業のあり方とその実現のために必要な施策について② (真に「経営力」のある産業)	
	第4回 ○建設産業のあり方とその実現のために必要な施策について③ (「未来に続く」産業)	
R9. 春	第5回 ○WGにおける検討状況 ○とりまとめに向けた考え方	
	第6回 ○とりまとめ素案	
R9. 夏	第7回 ○とりまとめ案 ⇒ 中央建設業審議会へ報告	

※上記はあくまで予定であり、今後の状況によってスケジュールの変更もあり得る

※本検討会及びWGと並行して、「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」を開催

1. 設置趣旨

- 本検討会で議論される建設産業のあり方(目指すべき産業の姿)の実現やそのための具体的な施策の実効性を確保するためには、目指すべき方向性に向けて積極的に取り組む企業にフォーカスを当て、その取り組みを後押ししていくことが重要。
- 特に、処遇改善や生産性向上などに真面目に取り組む企業が、建設市場や労働市場から評価され、持続的な成長を遂げられるような環境を構築することが重要。
- その際、経営事項審査制度など建設企業を評価する仕組みは有効な政策ツールになり得るものと考えられる。
- このため、現行の評価制度(経営事項審査制度、建設業許可、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度)を検証の上、建設市場や労働市場から選ばれる建設業という観点から、評価に対するニーズ等を踏まえつつ、新たな評価の観点や評価結果の活用促進の方向性について専門的な検討を行うため、「企業評価WG」を設置する。

2. 主な議題

- 現行の評価制度の検証
- 企業評価に対するニーズや関心の把握
- 新たな評価の観点や評価結果の活用促進の方向性

3. WG構成等

- 企業評価に関する専門家を中心に構成
- 建設業団体や評価結果の活用が想定される者(発注者、労働市場・教育関係者など)に対するヒアリングを実施し、評価に対するニーズや関心を把握

(3) 必要な政策の方向性

(抄)

④ 企業評価のあり方

建設業に対する公的な評価については、現在、経営事項審査や、5年ごとの建設業許可の更新(取得)のタイミングでの評価等が存在している。例えば、経営事項審査においては、受注工事の確実な完成を担保する観点から経営規模や経営状況、技術力を評価するとともに、担い手の確保や地域の守り手としての取組については「その他の…客観的事項」(建設業法第27条の23第2項第2号)として評価を行っている。また、建設業許可においては、不良不適格業者の参入を排除する観点から、経営能力、財産的基礎、技術力、欠格要件等を評価している。さらに、専門工事企業の施工能力等を評価する仕組として、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度や、適正な労務費の支払等に関する自主宣言制度が整備されている。**「人を大事にする」産業、真に「経営力」のある産業、「未来に続く」産業という、建設業が目指すべき産業の姿を実現していくに当たって、企業評価は有効な政策ツールとなり得るものである。**このため、企業としての財務的な健全性等に限らず、**労働市場から選ばれ、また、取引先や地域社会から信頼される企業が適切に評価されるよう、現行制度を検証の上、建設業の目指すべき方向性を実現する観点から、実効的な評価のあり方について検討すべき**である。

その際、例えば、企業としての成長性、処遇改善の取組(賃金の水準や制度等)、労務管理や従業員教育等の企業経営に関して必要とされる能力、DX推進等の生産性向上の取組、所属する技術者の能力・実績など、**新たに評価すべき項目を検討すべき**である。加えて、評価結果に対するニーズや関心を踏まえ、例えば、公共工事・民間工事を問わず評価結果の更なる活用、民間工事を受注する企業や専門工事企業も対象とした評価のあり方、評価を受けた企業の公表など、企業評価を活用する領域や対象とする企業の拡大等、**評価制度自体の活用促進についても検討が必要**である。

企業評価WGにおける議論の対象

■ 建設業法等に基づく評価制度(建設業行政としての評価)

- 経営事項審査制度【建設業法第27条の23】
公共工事を直接請け負おうとする建設業者が受けなければならない審査制度
(どの発注者が審査しても同一結果となる項目を審査)
- 建設業許可【建設業法第3条】
建設業を営もうとする者が受けなければならない許可制度
- 専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度【令和2年国土交通省告示第498号】
CCUSに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用した任意の評価制度

■ 建設業を含む業種横断的な評価制度

- くるみん認定(子育てサポート)、えるぼし認定(女性活躍推進)【厚生労働省】
- 安全衛生優良企業公表制度(労働者の安全・健康確保)【厚生労働省】
- 健康経営優良法人認定制度(従業員の健康管理)【経済産業省】

など

■ 発注者による評価制度

- 競争参加資格審査
経営事項審査の総合評定値に、各発注者の状況に応じた審査項目により評価する発注者別評価点を加えて、総合点を算出し、ランク分けを実施
- 総合評価落札方式
個別工事において価格と品質(技術力等)を評価し、落札者を決定